

平成27年6月19日改正

定 款

パナソニック デバイス S U N X 株式会社

定款目次

第一章 総 則	1
第二章 株 式	1
第三章 株 主 総 会	2
第四章 取締役及び取締役会	3
第五章 監査役及び監査役会	4
第六章 計 算	6

定 款

第一章 総 則

第1条（商 号）

当社は、パナソニック デバイス S U N X株式会社と称し、英文では、Panasonic Industrial Devices SUNX Co., Ltd. と表示する。

第2条（目 的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 自動制御機器、電子応用機器及びこれらの関連部品の開発並びに設計、製造、販売及び輸出入。
- (2) セラミック結晶材料及び応用製品の開発並びに設計、製造、販売及び輸出入。
- (3) コンピュータ機器及びソフトウェアの設計、製造、販売及び輸出入並びにこれらの開発、維持、運営及び管理の受託並びに計算業務の受託。
- (4) 建築工事、土木工事、電気工事の設計、施工、監理及び請負。
- (5) 前各号に付帯する一切の業務。

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を愛知県春日井市に置く。

第4条（機 関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。

ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第二章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、101,560,000株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第9条（株式取扱規程）

当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取り扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める【株式取扱規程】による。

第10条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。

第三章 株 主 総 会

第11条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第12条（招 集）

当社の定時株主総会は、第11条の基準日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。

第13条（招集権者及び議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第14条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第15条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第17条（議事録）

株主総会の議事録は、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成する。

第四章 取締役及び取締役会

第18条（取締役の員数）

当会社の取締役は、20名以内とする。

第19条（取締役の選任）

取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

第20条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第21条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議により取締役社長1名のほか、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第22条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第23条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第24条（取締役会の決議方法等）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

第25条（取締役会の議事録）

取締役会の議事録は、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。

2. 前条第2項により取締役会決議があったものとみなされた場合、当該決議事項の内容その他法令に定める事項について、議事録に記載又は記録するものとする。

第26条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める【取締役会規程】による。

第27条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第28条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、同法第423条第1項に定める責任に関し、最低責任限度額を限度とする旨の契約の締結をすることができる。

第五章 監査役及び監査役会

第29条（監査役の員数）

当会社の監査役は、4名以内とする。

第30条（監査役の選任）

監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第31条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第32条（常勤監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第33条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第34条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第35条（監査役会の議事録）

監査役会の議事録は、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。

第36条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める【監査役会規程】による。

第37条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第38条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項に定める責任に関し、最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第六章 計 算

第 39 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第 40 条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、剰余金の配当等、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。

第 41 条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 42 条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。